

# NEWSWAVE

~ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ~

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

## 「ストレスチェック」制度がスタート 制度の成否は今以上に産業医との連携

労働安全衛生法が改正され、今年 12 月 1 日より、従業員 50 人以上の企業に義務付けられる「ストレスチェック」制度がスタートする。従業員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐのが狙い。厚労省の指針によればストレスチェックの定義は「心理的な負担の程度を把握するための検査」とされ年 1 回の実施を義務付けるが、従業員 50 人以下は「当分の間は努力義務」。事務的な対応を行うのは人事厚生総務の関連部署。厚労省は「ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析は、派遣先事業者が、派遣労働者も含めて実施することが望ましい」と通知しており、今後、従業員の問い合わせも含め事前対応策を迫られる。個人情報保護を含む膨大なデータ処理も発生するため外部業者との業務の全体像構築も始まっている。

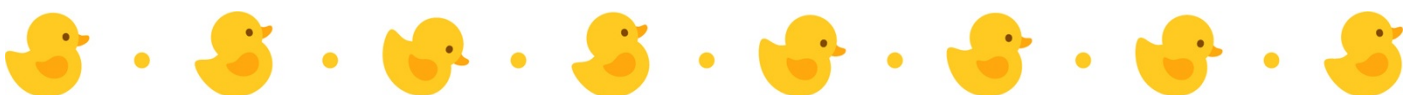
とりわけ厚労省がお願いしているのは、制度の中心的役割を担う医師等の産業医との連携。省令では「ストレスチェックの実施」、「ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施」、「面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること」が追加される。ストレス調査票の配布や回収、集計作業、個人結果表の返却から集団分析に至るまで、多くの業務を産業医が担うことになるのは最もその職場に熟知しているからだ。制度の成否は、これまで以上に産業医とパートナー意識を持ちコミュニケーションを図る企業努力が不可欠だ。

## 記念品として支給する旅行券に注意 旅行券は原則として給与等課税だが

創業記念や永年勤続表彰などで支給する記念品が給与として課税されないためには、(1)支給する記念品が社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること、(2)記念品の処分見込価額による評価額が 1 万円（税抜き）以下であること、(3)創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給をするものは、おおむね 5 年以上の間隔で支給するものであること、との全ての要件を満たす必要がある。記念品の支給や旅行への招待費用に代えて現金、商品券などを支給する場合は、その全額が給与課税され、また、本人が自由に記念品を選択できる場合も、その記念品の価額が給与課税される。

特に、旅行券の支給には注意したい。一般的に、旅行券は有効期限もなく、換金性もあり、実質的に金銭を支給したことと同様になるので、原則として給与等として課税される。

ただし、課税されない要件がある。それは、(1)旅行の実施は、旅行券の支給後 1 年以内であること、(2)旅行の範囲は、支給した旅行券の額からみて相当なもの（海外旅行を含む）であること、(3)旅行券の支給を受けた者がその旅行券を使用して旅行を実施した場合には、所定の報告書に必要事項（旅行実施者の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行者等への支払額）を記載し、これに旅行先等を確認できる資料を添付して会社へ提出すること、などの要件を満たしている場合は、給与等として課税しなくても差し支えないとされている。



弊社では「MCS NEWS WAVE のメール配信」を促進しております！！  
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。